SaaS型に対する貸与権制度の考察 -中国の原稿著作権法と著作権法の第3回改正の分析-

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2018-09-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Xu, Yanbing, Shu, Zijuan, Otomo, Nobuhide
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00052159

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



SaaS 型に対する貸与権制度の考察

-中国の現行著作権法と著作権法の第3回改正の分析-

徐彦冰·舒子娟·大友信秀

【要約】技術の進歩に伴い、著作権制度に対する挑戦はけっして止むことはな い。新しい複製方法や通信技術が発展するたびに、著作権制度はそれらに合わ せ立法で対応している。インターネットの時代を経て、様々な洗礼を受け、伝 統的な著作権法の多くの規則が「クラウドコンピューティング」に適応するた めの問題に直面し、調整を必要としている。中国著作権法の第三回改正が完了 しようとしている。本稿では、現行著作権法及び改正後の著作権法の中から、 SaaS型ソフトウェアの使用許諾について、貸与権の規定が適用されるかどう か、また、適用する場合の条件について検討する。さらに、中国の貸与権制度 が SaaS型ソフトウェアの問題をどのように調整するか探究する。

【キーワード】クラウドコンピューティング、SaaS型、貸与権

はじめに

1997 年に南カリフォルニア大学教授のラムナト・チェラッパ (Ramnath. Chellappa) は、始めてクラウドコンピューティングについての学術的な定義¹ をした。1997 年から今日までわずか数年で、クラウドコンピューティングは 急速に発展してきた。クラウドコンピューティングの定義は統一されていな い²。一方、クラウドコンピューティングに関するサービスモデルは、主に**3**つ

¹ 郭毅著:《云计算发展历程大事记》,载《数字通信》2010年第3期。

² 簡単に言えば、クラウドコンピューティングは、インターネットを通じて、ユーザー

のもの³が広く認識されている。これらの3つのサービスモデルのうち、サー ビスとしてのソフトウェア(SaaS型)は、クラウドコンピューティング環境 においてまったく異なるソフトウェアアプリケーションモデルを提供してき た。本稿では、SaaS型に対してソフトウェア利用を貸与権で規制する可能性 があるのか、既存の貸与権の規定を調整する必要があるのか、如何に調整する のかを主な対象として検討する。国務院法制弁公室は、2014年6月6日に 『中華人民共和国著作権法(改正草案送審稿)』(以下『送審稿』という)を公 布した。『送審稿』は、現行著作権法における貸与権に関する規定を修正し た。『送審稿』が可決されることから、新たな「貸与権」が SaaS型に対するソ フトウェアの使用許諾行為を規制できるかどうかについて検討する価値があ る。

SaaS:クラウド環境におけるコンピュータソフトウェアを利用する新し い方法

(一) SaaS 型によるコンピュータソフトウェアの利用方法

SaaS は Software as a Service の略である。インターネット技術の進歩とアプ リケーションソフトウェアの完備に伴い、SaaS でソフトウェアアプリケーシ ョンを利用することは、21 世紀から登場してきた一種のイノベーションと言 えるだろう⁴。従来のソフトウェア利用許諾においては、許諾を得たユーザーが ソフトウェアのコピー媒体を取得する。そのコピー媒体としては、フロッピー ディスク、コンパクトディスク、または小型リムーバブル記憶装置があった。

にソフトウェア、ハードウェア、プラットフォームリソースを提供する。ユーザー は、需要に応じて使用し、料金を支払い、これらのリソースを入手するという新しい 方式である。

- 3 クラウドコンピューティングの3つのサービスモードは、サービスとしてのインフラ ストラクチャ(IaaS)、サービスとしてのプラットフォーム(PaaS)、およびサービスと してのソフトウェア(SaaS)である。
- 4 SaaSの定義は Baidu 百科事典を参照。http://baike.baidu.com/view/369107.htm?fr=aladdin 最終アクセス日:2016年11月5日。

また、ユーザーがライセンス後に、自分のコンピュータから許諾されたソフト ウェアを直接的にローカルハードドライブまでダウンロードし、CD またはハ ードドライブを利用し、ローカルマシンで起動させることもできた。

しかし、SaaS型では、クラウドサービスプロバイダーはソフトウェアをリ モートサーバーに配置する。それはクラウドと呼ばれる。ユーザーは完全にソ フトウェアを買い取る必要はなく、インターネットを接続する環境において、 ローカルコンピュータ(または携帯端末)を通じて、いつでも、どこでも、ソ フトウェアを使用することができ、使用量に応じて権利者に支払う。つまり、 クラウド環境では、コンピュータソフトウェアは、光ディスクあるいは、他の 媒体を移すことはもはや必要なく、ソフトウェアをローカル端末にダウンロー ドせずに、そのままローカル端末でソフトウェアの機能を使用し、実現するこ とができる。ソフトウェアを使用する新しい方法は、ユーザーに大きな利便を もたらした。ユーザーのソフトウェア使用時に、ソフトウェアを携帯する必要 がなく、ソフトウェアを起動するローカル端末を有し、インターネットにアクセ スすれば、ソフトウェアを使用することが可能となる。

たとえば、翻訳ソフトのライセンスを受けたとする。翻訳ソフトを利用し、 中国語のテキストが入力されると、英語のテキストに翻訳される。従来のソフ トウェアの使用許諾では、ソフトウェアの著作権者がユーザーにソフトウェア を記録した光ディスクを提供したり、ユーザーにダウンロードされるソフトウ ェアのコピーを提供したりして、ユーザーが光ディスクまたはハードディスク を通じて、ソフトウェアをローカル端末にインストールする。ユーザーが翻訳 をしたい時に、翻訳をしたい中国語テキストをローカルコンピュータに入力 し、ソフトウェアがローカルコンピュータで実行された後、英語のテキストに 翻訳される。SaaS型では、ソフトウェアの権利者が翻訳ソフトをサーバー側 (つまりクラウド) で設定する。ユーザーが翻訳をする場合には、翻訳をした い中国語のテキストをネットワーク経由し、ソフトウェアをクラウドにアップ

ロードした後に、きちんと翻訳された英語のテキストがユーザーのローカルコ ンピュータへと転送される。具体的な比較については以下の表を参照:

伝統的なソフトウェアライセンスモデルと SaaS モデルに関するソフトウェア を利用するプロセスの比較(翻訳のソフトウェアを例としてしている)

モデル	伝統なソフトウェアライセンス	SaaS
ソフトウェアの著 作権所有者はソフ トウェアを提供す る	権利者がソフトウェアをベクト ルに固定して、ユーザーに提供 する。/あるいはユーザーにダ ウンロードできるソフトウェア を提供する。	権利者がソフトウェアを リモートサーバーで設置 する。(即ちクラウド)
ユーザーがソフト ウェアをインスト ールする	利用者がソフトウェアをローカ ルコンピュータにインストール する	利用者がソフトウェアを インストールする必要は ない
ユーザーが使用す るソフトウェア	翻訳したい中国語のテキストを ローカルコンピュータのソフト ウェアにインポートする	翻訳したい中国語テキス トをクラウドのソフトウ ェアにインポートする
ソフトウェア実行	ソフトウェアがローカルコンピ ュータで実行されている	ソフトウェアがクラウド で実行されている
実行終了	翻訳された英語のテキストをユ ーザーに提供する	翻訳された英語のテキス トをユーザーに提供する
料金の徴収	サービスごとに料金を徴収する	利用量に応じて料金を徴 収する

(二) SaaS 型の特徴

上記の例から、従来のソフトウェアライセンス型と SaaS 型とで比較すれば、SaaS 型の主な特徴は以下のとおりである。

- ソフトウェアがリモートサーバにインストールされている(即ちクラウドである)。
- 2. ユーザーがソフトウェアをインストールする必要はなく、ローカルコンピュ

ータでソフトウェアの複製もない。

3. ソフトウェアがリモートサーバー側で実行される。

4. 実行後に、結果のみがユーザーに送られる。

クラウドコンピューティング環境において、SaaS型ソフト利用が広がって いる。そのため、ソフトウェア企業は、ユーザーへの操作トレーニングや、ソ フトウェアのインストール、アップグレードのメンテナンスなどのコストを回 避することができる。そして、ユーザーは、媒体の消滅によって、ソフトウェ アを紛失するというリスクを心配する必要がなくなる。ユーザーは必要に応じ て購入し、ソフトウェアの一部の機能だけを実行すればよいのである。要する に、ユーザーがソフトウェアの一部分だけを購入するのみである。これによっ て、資源は有効かつ合理的に利用されることになる。近い将来、SaaS型はソ フトウェアの使用許諾の主要な手段になることが予想される。

(三) SaaS 型ソフト使用行為の法的性質

SaaSでは、ソフトウェア権利者のコストを節約するだけでなく、ソフトウ ェアの使用者に大きな利便性をもたらす。同時に、SaaSにおけるソフト使用 行為の性質について論争が生じている。ソフトウェアは著作物であるため、ソ フトウェアの使用行為には著作権法が適用されるべきであるが、SaaS型ソフ トの使用行為は著作権の権利体系で完全にカバーすることはできない。

上で述べたように、SaaS におけるソフトウェア利用者はソフトウェアの複 製を取得せずに、クラウドでソフトウェアを実行する。ソフトウェア利用者が ローカル端末でコピーする行為(一時的な複製を含む)をしていないため、複 製権で効果的に規制することはできない。しかも現行法である著作権法第10 条公衆送信権の規定要件としては、人々が著作物を「取得⁵」しなければならな

⁵ WCT (WIPO Copyright Treaty、著作権に関する世界知的所有権機関条約) 第8条は公衆 への伝達権について以下のように規定する。"…authors of literary and artistic works shall enjoy the exclusive right of authorizing any communication to the public of their works, by wire or wireless means, including the making available to the public of their works in such a way that

いことを要求しているが、SaaSでは、ソフトウェアの利用者は著作物を取得 しているわけではない。ここで著作物を「取得」すると言うためには、ただ利 用者が著作物の「内容」を「取得」するという要件で著作権の利用を満たすよ うにする必要がある。SaaSでは、ソフトウェアの利用者が著作物の「コンテ ンツ」を取得することさえできず、ただ利用した結果がユーザーに送られるた め、公衆送信権で効果的に規制することもできない。

SaaS でソフトウェアを使用する行為は、著作権法にいう複製ではなく、公 衆送信権にあたる行為でもない。ある学者は、SaaS での利用は「貸与権」に 類似しており、貸与権の規定を拡張する解釈で SaaS 型を規制する可能性があ ると主張している⁶。SaaS におけるソフトウェアを使用する行為については、 著作権法において複製の意味ではなくて、公衆送信を前提としたものでもな い。SaaS における方法と「貸与権」とが似ているため、貸与権について解釈 を拡大し、規制すべきと主張している学者もいる。

ただし、現行の著作権法における貸与権が如何に SaaS においてソフトウェ アを使用する行為を規制するか、また規制することができるか。『送審稿』で は、貸与権に関する規定が修正された。仮に『送審稿』が制立した場合、改正 された貸与権は SaaS 型ソフトウェアに適用され、規制することができるか。 この質問に答える前に、著作権法における貸与権の意味を調べる必要がある。

members of the public may access these works from a place and at a time individually chosen by them." 中国の著作権法の規定における「取得」は、「access」という言葉に対応すると一般的に考えられている。そのため、ソフトを利用する者はコピーを取得する必要まではないと考えられている。

⁶ 以下参照:鲍征烨:《云计算著作权问题探析—以 SaaS 模式为例》,载《暨南学报(哲学 社会科学版)》,2013 年第4期;倪朱亮:《SaaS 模式下的出租权制度研究》,载《电子知 识产权》2012 年第4期;韩元牧、吴莉娟:《SaaS 法律问题研究》,载张平主编:《网络 法律评论》,北京大学出版社 2009 年版,第107-118 頁。

ニ 著作権法における貸与権

(一) 貸与権の意味: 立法について考察

1. 国際条約における貸与権に関する規定

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement On Trade-related Aspects of Intellectual Property Right, 以下、TRIPs 協定という。)第11条(貸与権)は、「少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は,著作者及びその承継人に対し,これらの著作物の原著作物又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。」と定めている⁷。

著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO Copyright Treaty,以下 WCT という。)第7条(貸与権)は、コンピュータ・プログラム、映画の著作 物、レコードに収録された著作物であって締約国の国内法令で定めるものであ る場合において、著作者は、当該著作物の原著作物又は複製物について、公衆 への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する⁸。

2. 著作権に関する他の国の法律

アメリカの著作権法第106条は、「著作物の排他権」を規定している。そして、著作権を保有する者は、著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、 販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布する行為を専有する⁹。ドイツの著作権法は、貸与権を頒布権に含め、規制している。そのうち、

⁷ 正式テキストは以下のとおりである。: "Article 11: Rental Rights In respect of at least computer programs and cinematographic works, a Member shall provide authors and their successors in title the right to authorize or to prohibit the commercial rental to the public of originals or copies of their copyright works."

⁸ 正式テキストは以下のとおりである。: "Article 7: Right of Rental (1) Authors of (i) computer programs; (ii) cinematographic works; and (iii) works embodied in phonograms, as determined in the national law of Contracting Parties, shall enjoy the exclusive right of authorizing commercial rental to the public of the originals or copies of their works."

⁹ 正式テキストは以下のとおりである。: "the owner of copyright under this title has the

著作権法 17 条は、「頒布権」を規定し、また第3項は「賃貸料」について定義 している。「賃貸料とは、時間的に制限された使用の引渡しであって直接的又 は間接的に営利を目的とするものをいう」¹⁰。フランス著作権法第 L.122-6 条の 規定は、ソフトウェアの著作者が属する権利に貸与権を含めている。そして、 「ソフトウェアの一又は二以上の複製物をいずれかの方法によって有償又は無 償で市場に出す」¹¹という行為も含まれている。日本著作権法第 26 条の 3 は貸 与権を定めており、「著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複 製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著 作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。¹²」と定め ている。

3. 中国の著作権法制度における貸与権

中国の現行著作権法第10条は、「貸与権、即ち、映画の著作物、映画制作に 類似する方法により創作された著作物またはコンピュータ・ソフトウェアの一 時的使用を有償で他人に許諾する権利、コンピュータ・ソフトウェアが貸与の 主たる対象ではない場合には、この限りではない。」と規定する。同時に、コ ンピューター・ソフトウェア保護条例第8条は以下のように規定している。 「ソフトウェア著作権者は、以下の各項に各権利を享受する。・・・・・(六)貸 与権は、即ちコンピュータ・ソフトウェアの一時的使用を有償で他人に許諾す る権利。ただし、コンピュータ・ソフトウェアが貸与の主たる対象ではない場 合には、この限りではない。」

exclusive rights to do and to authorize any of the following:...(3) to distribute copies or phonorecords of the copyrighted work to the public by sale or other transfer of ownership, or by rental, lease, or lending;..."

- 10 《十二国著作权法》翻译组:《十二国著作权法》,清华大学出版社 2011 年版,第 150 頁。
- 11 《十二国著作权法》翻译组:《十二国著作权法》,清华大学出版社 2011 年版,第 71 頁。
- 12 《十二国著作权法》翻译组:《十二国著作权法》,清华大学出版社 2011 年版,第 374 頁。

上記の条項を挙げてみると、中国の『コンピュータソフトウェア保護条例』 におけるソフトウェア著作物の貸与権の規定および『著作権法』においての貸 与権の規定はほぼ同じである。ただし、他の国と国際条約に関する賃貸権の条 項については、明らかな違いがある。まず、中国の著作権法では、他の国の立 法や国際条約のように、貸与によって公衆に頒布するのが著作物の原著作物又 は複製物であるかを明確に規制していない。さらに、「有償で他人に許諾する こと」は、「貸与権」のように「商業性」と同じではない¹³。

(二) 貸与行為の構成:理論的考察

著作権の各条項における排他的な権利について、特定の行為を管理するため に使用される賃借権も例外ではない。各国の著作権法と国際条約における貸与 権に関する規定では、著作権法上「貸与」行為は三つの構成要素を有する。そ れは、著作物の所有権を移転する占用、商業的使用、一時的使用である。

1. 著作物における有形な媒体を移転する占用

中国の現行著作権法では、「著作物における有形な媒体を移転する占用」に ついて明確な規定をしていない。ある学者は「著作権という排他権の体系にお いて、発信行為と貸与行為による有形な媒体という物理的空間へ移転するこ と」と説明する¹⁴。これに対して、外国の学者の著作物において、貸与行為が 著作物における有形な媒体を移転する占用の要件を伴わなければならないの は、「個人が有形的方式をもって、著作物を使用する場合」に属することを考 える傾向があるとの説明もある¹⁵。多くの国の著作権法および国際条約におけ

^{13 「}有償使用」が「相応の費用」を支払うと強調されており、すなわち取得と需要の間で「公平の原則」が表わされている。これに対して、「商業性」では「営利を目的とすること」と「経済の利益を追求すること」が強調されている。

¹⁴ 王迁:《著作权法学》,北京大学出版社 2007 年版,第 109 頁。

 ^{15 [}德] M. 雷炳德著,张恩民訳:《著作权法》,法律出版社 2005 年 1 月版,第 217-218 頁。

る貸与権の規定において、公衆に提供する「著作物の原本または複製物」の制 限が確認できる。

2. 商業性を有する貸与行為

中国で現行著作権法において、貸与行為に関する規定は、他人に許諾し有償 で使用させることである。ただ、WCTでは、商業的に貸与することと限定さ れた。WCTの条文作成時には、貸与行為の定義について議論があった。当時 の代表団体は商業性(費用の支払い/支払う報酬の基準とは異なる)は貸与の 基本的特徴であると考えていた¹⁶。中国の著作権法における「有償で使用する こと」は、「費用の支払いと報酬の支払い」の意味が含まれていることを明ら かにしている。仮に、貸与行為が「有償で使用すること」だけに限定されてい るとすれば、貸与権には公に本を借用する行為も含まれることになる。そのた めに、公共図書館で使用者から貸与料を徴収しても、本を借りる行為は「商業 性を有する目的ではない。」ことになる。

3. 一時的な使用

いくつかの国では、貸与権には配布権が含まれている。配布する行為と貸与 行為の区別は、配布によって有形な媒体の所有権を移転することになるが、貸 与権は、有形な媒体を移転する占用ではなく、所有権の変動もない。貸与権が 著作物の原本または複製物の所有権の変動を有さないため、著作物の使用者は 著作物の原本または複製物の使用権利だけを有する。著作物の原本または複製 物を使用する後に、収益が得られたら、著作物における有形な媒体を権利者に 返却することによって、著作物の使用者が再び貸与する可能性もある。

^{16 [}德] 约格·莱因伯特、西尔克·冯·莱温斯基著,万勇、相靖訳:《WIPO 因特网条约 评注》,中国人民大学出版社 2008 年版,第 589 頁。

三 SaaS における貸与権の適用

(一)現行の著作権法における貸与権の SaaS への適用

1. SaaS が現行著作権法における貸用権を満たすとする規定

中国の現行著作権法第10条は貸与権について定義する。コンピュータ・ソ フトウェアの貸与権は、以下の条件を満たす必要がある。

- (1) コンピュータ・ソフトウェアは貸与の主たる対象となる必要がある。仮 にコンピュータ・ソフトウェアが貸与の主たる対象ではない場合には、貸 与権を適用しない。
- (2) 有償で他人に許諾するものである。
- (3) 一時的使用である。

では、SaaS は上記の条件を満たしているのか。筆者は満たしていると考える。

まず、SaaS はクラウドの提供者がクラウドでインストールしたコンピュー タプログラムが貸与権の主たる対象である。コンピューター・ソフトウエア保 護条例第2条は、「コンピューター・ソフトウエア(以下、ソフトウエアとい う。)とは、コンピューター・プログラム及びその関連文書をいう。」と規定す る。したがって、ソフトウエアの使用者がコンピューター・プログラム及びそ の関連文書だけを利用したとしても、中国の現行著作権法における貸与権の客 体の規定を満たしている。

次に、SaaSでは、ユーザーが自身のためにソフトウェアを使用し、使用す る回数、時間、および機能に応じて、ソフトウェア権利者に料金を支払う。こ の使用は明らかに「有償」である。

さらに、SaaSでコンピュータソフトウェアを使用するのは「一時的」であ る。クラウドはユーザーが必要としている計算結果をユーザーに戻すと、ユー ザーのソフトウェア使用は終了する。ユーザーが再びコンピュータ・ソフトウ ェアを使用する場合は、もう一度クラウドサービスプロバイダに申し込み、料 金を支払うことになる。

論説

中国の現行著作権法では、「著作物における有形な媒体を移転する占用」を 規定していないため、著作権法における既存の条項の文言のとおりに理解し て、貸与権が SaaS ソフトを使用する行為を規制すると解釈することになる。

2. 考えられる議論:コンピュータソフトウェアを使用する主体

貸与権について考えられる議論が存在している。議論としては、コンピュー タソフトウェアを「有償で他人に許諾し、一時的に使用する」という要件が求 められていることである。ソフトウェアを「使用」する主体は「他人」、すな わちユーザーであるが、SaaSでは、ユーザーが事実上計算する指示とデータ をクラウドまでアップロードするだけであって、コンピュータプログラムはソ フトウェア権利者によってクラウドにインストールされ、クラウドで実行さ れ、操作の結果をユーザーへ戻す。このプロセスを通じて、コンピュータソフ トウェアの使用者はソフトウェアに「アクセス」(access)していない。

ユーザーがソフトウェアに「アクセス」しない場合において、コンピュータ ソフトウェアを使用する主体はユーザーであるかソフトウェア権利者であるか について議論が存在するかもしれない。筆者は、SaaSでは、コンピュータソフ トウェアを使用する主体はソフトウェア権利者ではなく、ユーザーであると考 えている。理由は次のとおりである。

(1) 従来のソフトウェアライセンス許諾と SaaS を比較

上記の表を参照してみれば、SaaS と従来のソフトウェアライセンス許諾の 主な違いは次のとおりである。

①ユーザーがコンピュータ・ソフトウェアを搭載した光ディスク、フロッピー・ディスクまたはその他の有形の媒体(すなわち、原本またはそのコピー)を入手する必要はなくても、ソフトウェアの機能を実現し、操作の結果を得ることができる。

②ソフトウェアを実行するプロセスがクラウドで完成される。

③ソフトウェアを操作する過程において、ユーザーのローカル端末にコピー が生み出されない。

ただし、これらの違いは、以下の事実を変えることができない。

①ユーザーがソフトウェアを実行すること。

②ユーザーがソフトウェアの実行結果を取得すること。

③ユーザーがソフトウェアを起動しソフトウェアを実行する過程において、 自動的にクラウドまたは使用者のローカル端末で完成されること。

これらの違いの主な理由は、SaaSにおいて、コンピュータソフトウェアの 権利者がユーザーに有形な原本またはそのコピーを提供する必要がなく、一定 期間内にコンピュータプログラムがユーザーの要求に従って実行され、結果を ユーザーに返す。従来のソフトウェアライセンス許諾について、権利者がユー ザーに提供しているのは、一時的に使用する有形の原本または複製版である。 SaaSでは、権利者が使用者に提供したのは、システムあるいは目に見えない サービスである。その違いだけでは、「ソフトウェアを使用する」行為の主体 に変化をもたらすものではない。仮に従来のソフトウェアライセンス許諾にお いて、実際にユーザーが著作物を使用していることになるのならば、SaaSに おいても、ユーザーが著作物を使用していることになる。

(2) ソフトウェアを運用する過程において、どこで完成したのかを「使用」 主体を判断する根拠としてはならない

従来のソフトウェアライセンス許諾と SaaS のもう一つの違いは、ソフトウ ェアを実行する過程において、使用者がローカルコンピュータで実行している のかである。これだけでは、「誰が」ソフトウェアを使用するのかは判断の主 な根拠にはならない。仮説として、ソフトウェアの権利者が貸与するソフトウ ェア光ディスクを自身の下に置いている場合、ユーザーはソフトウェアを利用 するために、その場所まで行かなければならないし、その場でコンピュータで ソフトウェアを実行し、操作した結果をコピーし、ソフトウェア光ディスクを

ソフトウェアの権利者に返すことになる。この場合、ソフトウェアを使用する 者は確かにユーザーであり、ソフトウェア権利者ではないが、ソフトウェアを 操作する場所だけではソフトウェアを使用する行為の主体を判断することはで きない。

(3) 著作物を「使用」することは「アクセス」の前提にするべきではない

SaaSでは、ユーザーが申し込みをしない限り、ソフトウェアを起動しな い。そのため、ユーザーがソフトウェア権利者ではなくソフトウェアを操作 し、操作した結果はユーザーに返される。ユーザーの視点から見ると、ユーザ ーが一番関心を持つのは、ソフトウェアを操作した結果をユーザー自身まで返 すことである。ソフトウェアがどこで動作しているのか、どうやって動作する のかについてユーザーは関心を持っていない。確かに、SaaSでは、ユーザー がソフトウェアの著作物に直接「アクセス」するわけではないが、著作物を 「使用」することが「アクセス」するということを前提としているのは、従来 のソフトウェアライセンス許諾において、ユーザーが著作物に「アクセス」し ないと使用できないからである。たが、SaaSでは、ユーザーが著作物に「ア クセス」することは必要なく、コンピュータプログラムを指示のとおりに実行 し、結果が返される。

以上述べたように、理論的解釈によれば貸与行為は「有形な媒体を移転する 占用」という要件を満たす必要がある。SaaS ソフトを使用する行為ではこの 点について支障が生じる。中国現行著作権法は「有形な媒体を移転する占用」 について明確な規定をしていないため、規定された文言の通りに理解する必要 があるが、現行著作権法の条文を利用し、SaaS ソフト使用行為を規制するこ とはできる。

(二)『送審稿』における貸用権の SaaS への適用

国務院法制弁公室が2014年6月6日に公布した『送審稿』第13条3項3号

の貸与権は、「貸与権、即ち、視聴著作物、コンピュータ・プログラム、また はレコードの製品の原本またはコピーの権利の一時的使用を有償で他人に許諾 する権利。コンピュータ・プログラムが貸与の主たる対象ではない場合には、 この限りではない。」と定めている。

1. 『送審稿』における貸与権に関する条文の変更

現行著作権法と比較して、『送審稿』の変更は主に3つの側面に反映されて いる。第1に、視聴著作物が貸与権の客体として追加されたこと。第2に、著 作物の「原本またはコピー」という制限が追加されたこと。第3に、現行著作 権法の「コンピュータソフトウェア」を「コンピュータプログラム」に変更し た点である。

『送審稿』における貸与権の3つの変更は、国際条約および他の主要な国の 著作権法に関する貸与権の規定に近いものであり、伝統的な著作権法の法理に 沿ったものである。

本論文は、主に SaaS において、貸与権の適用を検討し、視聴著作物には関 連していないため、ここでは、『送審稿』での貸与権の変動を、コンピュータ ソフトウェアの貸与行為に対する影響のみから分析する。

まず、『送審稿』で現行著作権法における「コンピュータソフトウェア」を 「コンピュータプログラム」に置き換えたことは、ソフトウェアライセンス許 諾を実践することに一致する。『コンピュータソフトウェア保護条例』によれ ば、「コンピュータソフトウェア」にコンピュータプログラムおよび関連する ドキュメント」が含まれているために、現行著作権法の条項では、ソフトウェ ア権利者が「有償で他人にコンピュータプログラムに関連するドキュメント」 を許諾する場合にコンピュータソフトウェアの貸与が構成される。ドキュメン トで記述したのは、プログラムの内容、構成、デザイン、機能仕様、開発状 況、テスト結果、および使用方法のテキスト資料と図表など、たとえば、プロ

グラムの説明書、フローチャート、ユーザーマニュアル¹⁷などがある。本体 は、文字の著作物に属し、貸与権で規制すべきではない。たが、実際に著作権 者がユーザーに有償で一時的に使用することを許諾しているのは、コンピュー タプログラムであり、コンピュータプログラムに関連するドキュメントはコン ピュータプログラムの付属品である。ユーザーがコンピュータプログラムを使 用する際に、コンピュータプログラムに関連するドキュメントを同時に「使 用」する必要はない。

次に、『送審稿』で、著作物の「原本またはコピー」に関する制限が追加さ れたことは、従来の著作権法の法理に一致しており、国際条約および他の主要 な国の著作権法における貸与権の立法での通常のやり方にも合致している。著 作権法における貸与権が「著作物の有形な媒体を移転する占用」に付随しなけ ればならない理由は二つある。(1) 著作権法の保護が無形の表現であること。 著作物が貸与行為にとって、著作物を有形な媒体に固定しなければ、著作物の 「原本またはコピー」を貸与する際の、「一時的」に移転する占用という貸与権 の特徴を満たさない、すなわち著作物を使用後に返さなければならないこと。 (2)「原本又はコピー」を一時的に移転する占用が要求されたのは、貸与権と 他の著作権での独占権の境界を有効的に区分することができるからである。著 作権法では、貸与行為は、特定の種類の著作物(視聴著作物、コンピューター プログラムなど)の権利を他人に一時的に「使用」させることである。「使 用」は技術的条件がある程度進展していない場合に、

著作物の有形な媒体を移 転する占用によって実現することができる。著作物の有形な媒体を移転する占 用を要求しない場合、視聴著作物の一例を挙げると、特定時間内に著作物を他 の人に提供することによって、選定した時間と場所で著作物を「観覧」¹⁸するこ とである。そうすると、インターネットの環境で著作物を提供する行為はネッ トワークで送信する行為となり、よって、貸与権と公衆送信権が重複すること

^{17 『}コンピューター・ソフトウェア保護条例』第3条に参照する。

¹⁸ 観覧は使用の一態様である。

になる。

しかしながら、「原本またはコピー」の一時的移転により占有となるととも に、「著作物」および「著作物の原本またはコピー」が厳密に区別されること に注意すべきである。例えば、著作権法の貸与権では、著作物を利用する者が 有形な媒体の「著作物」を使用していることになり、貸与者が貸与する対象は 有形な媒体そのものとなり、民法の賃貸借が適用される。

2. SaaS に『送審稿』における貸与権が適用される苦境

『送審稿』が可決されれば、「コンピュータソフトウェア」の貸与権が「コン ピュータプログラム」の貸与権に変更される。SaaSでは、ユーザーがコンピ ュータプログラムのみを使用し、コンピュータプログラムに関連するドキュメ ントの使用に及ばないため、「コンピュータプログラム」に貸与権を適用する という苦境が存在しない。『送審稿』が「著作物の原本またはコピー」につい て明確に規定したが、SaaSで著作権者がユーザーに一時的に使用する許諾 は、著作物の「原本またはコピー」ではないため、『送審稿』における貸与権 が SaaSにおけるコンピュータソフトウェアの利用を規制することはできない ことになる。

四 貸与権制度における SaaS についての調整可能性

SaaSにおいて、ユーザーは、利用に応じて使用料を支払う方法で、クラウドに保存されているソフトウェアを利用し、実際にソフトウェアの著作物に「アクセス」しているわけではなく、ソフトウェアを使用する過程において、 ソフトウェアを複製することもしていない。したがって、複製権と公衆送信権でSaaSにおけるコンピュータソフトウェア使用を規制することもできない。 上記で分析したとおり、中国の「著作権法」は伝統的な著作権法理や国際条約及びその他の国と比較すると、貸与権の規制について異なっている。しかし、現行著作権における賃借権の規定を文言のまま理解することによって、SaaS

におけるコンピュータソフトウェアを使用する行為を規制することができる。 『送審稿』の貸与権は著作権の一般法理および国際慣行に合うように調整され ており、「有形な媒体を移転する占用」の要件を追加したことが注目される。 『送審稿』が可決されれば、貸与権は SaaS におけるソフトウェアの著作物を利 用する行為を規制することができなくなる。結果として著作権法における規定 は、SaaS におけるソフトウェアの著作物を利用する行為を有効的に規制する ことができない。この点については、学者は『著作権法』の「その他の権利」 という条項を利用することに言及している¹⁹。一方、SaaS でソフトウェアを使 用する場合において、賃貸権を拡大解釈すべきと提唱する学者は多い。本論文 では、貸与権で SaaS を規制することは合理的であると考えている。たとえ 『送審稿』が可決された場合にも、SaaS を規制することができるように貸与権 を拡大解釈あるいは、改正の解釈をそのようにすべきと考える。それに、新た な立法のコストを考えれば、改正せずに貸与権を SaaS の利用に適用すべきで ある。

(一) 貸与権で SaaS を規制する合理性について

上記の分析を通じて、筆者が貸与権で SaaS を規制することには合理性があると考えている。具体的には:

貸与の目的

伝統的民法の賃貸借制度を見てみると、賃貸人が一定期間内賃貸物を占有す る。その目的は物をもらうことではなく、物を使用するという「機能」であ る。この点については従来のコンピュータソフトウェアの貸与も同じである。 賃借人がコンピュータソフトウェアをインストールするための光ディスク取得 行為は、光ディスクを入手することが目的なのではなく、コンピュータソフト ウェアの機能を実現することにある。貸与権を設定する目的を見てみると、

19 梁志文:《云计算、技术中立与版权责任》,载《法学》2011年3月。

SaaS型はこの目的を完全に満たしている。ユーザーが取得したいのはソフト ウェアの機能であって(ユーザーが実際に利用したい部分だけ取得する)、ソ フトウェアの複製または有形な媒体を取得することではない。

貸与の特性

貸与に関して重要な特徴は、「一時的な使用」にある。SaaSではソフトウェ ア権利保有者が光ディスクやネットワークなどの方式で、ユーザーに交付する のではなく、インターネットを介してクラウドにアクセスして、ソフトウェア を使用することを実現するのである。ただし、この「一時的使用」の基本的特 徴は変えておらず、対象であるソフトウェアの著作権およびその所有権を移転 していない。一定期間が経過すると、ユーザーの使用権が回収され、仮にユー ザーが再びソフトウェアを引き続き使用したいのであれば、再びサービスプロ バイダーの許諾を得る必要がある(再貸与という)。SaaSでユーザーが一定の 賃料を支払うことによって、一定の期間内に関連ソフトウェアを使用する権利 を取得することは、「一時的使用」という特徴を持っている。

3. 貸与のプロセス

SaaSでは、ソフトウェアの使用者がソフトウェアの時間、頻度、機能に応 じて、ソフトウェアの権利者に相応な料金を支払っている。使用が完了する と、ソフトウェアの権利者がユーザーがフトウェアを使用する権限を閉鎖し、 ユーザーが再びソフトウェアを使用する申し込みをしない限り、ソフトウェア を使用することはできない。このプロセスは、日常生活の貸与における貸料と 完全に一致し、従来のコンピュータソフトウェアの貸与行為における貸与する 期間が満了しても、ユーザーのローカル端末に形成されたコピーを、コンピュ ータソフトウェアの権利者へ返却されていないような状況も解決することがで きる。

(二) 『送審稿』が可決された後の具体的な規制の調整

『送審稿』における貸与権の具体的な規則の改正は、従来の著作権法理論に よる貸与権の定義に沿ったもので、合理的な返答とも言えるし、技術が進歩す るとともに、従来の伝統的な著作権法を調整しなければならないことも意味す る。SaaSによるソフトウェアの著作物を使用する行為は、貸与権制度の目的 を含むものである。一方、複製権と公衆送信権など著作権およびその他の権利 でSaaSにおけるソフトウェアの著作物利用行為を規制することができないこ とを前提としており、特別規定を定め貸与権制度でこの行為を規制するのは、 合理的かつ可能である。『送審稿』が可決されれば、貸与権に関する適切な司 法解釈を行うことで、SaaSでソフトウェアを貸与するサービスについて特別 規定を設けて、「有形な媒体を移転する占用」という要件を満たす必要はない と考えられる。

結論

以上で述べた本論文の内容をまとめると、以下の結論を導くことができる: まず、SaaSではユーザーが著作物に「アクセス」をしていないが、著作物 を使用することは「アクセス」を前提にするべきではない。既存の技術は、ユ ーザーが著作物に「アクセス」することを必要とせず、コンピュータプログラ ムの指示に従ってユーザーへ結果を返す。したがって、SaaSは、貸与権であ る「他人に許諾し、コンピュータソフトウェアを一時的に使用する」という要 件を満たしている。

次に、中国の現行著作権法における貸与権の規定ついて、著作物の原本また は著作物の複製を移転する占用を要求しないため、SaaSによるソフトウェア 著作物を利用する行為を貸与権で規制することができる。

さらに、『送審稿』では貸与権について「著作物の原本または著作物の複製 を移転する占用」という要件が追加されていることに注目した。『送審稿』が 可決されれば、SaaSにおけるソフトウェアの著作物を利用する行為は貸与権 でカバーすることができなくなる。

SaaS でソフトウェアを利用する行為は、貸与する目的と貸与行為の性質、 ソフトウェアを使用するプロセスも貸与するプロセスに沿っているし、従来の ソフトウェアを貸与する中で考えられる問題も解決することができる。

したがって、貸与権で SaaS においてソフトウェア著作物を利用することを 含むことができるように、貸与権に関する司法解釈を導入することを検討すべ きと考える。

On the Rental Right under SaaS model

Abstract: With the development of the technology, the market had found a new way to lease softwares, which is called SaaS. Due to analysis on the pattern of software leasing under SaaS model, this paper is to discuss the evolution of Rental right of copyright law and explore the possible countermeasures for the legislation and judicature to handle the software under SaaS model.

Key words: Cloud Computing, SaaS, Rental Right